

特別支援学校における センター的機能の成果と課題

～埼玉県内の取組を中心に～

平成21年9月28日(月)
埼玉県立行田特別支援学校 黒澤一幸

1 埼玉県における特別支援教育の現況

(1) 特別支援学校数

(平成21年5月1日現在)

区分	計	国立	公立		私立	
			県	市		
本校	視覚障害	2		1		1
	聴覚障害	2		2		
	知的障害	23	1	19	2	1
	肢体不自由	7		6	1	
	病弱・身体虚弱	2		2		
	知的と肢体不自由	1		1		
	知的と病弱	1		1		
分校	知的障害	3		3		
計		41	1	35	3	2

(2) 小中学校等数

(平成21年5月1日現在)

区分	計	国立	公立				私立
			県	市	町	村	
小学校	828	1		701	117	4	5
中学校	448	1	1	364	59	1	22
高等学校	212	1		8			56
幼稚園	632	1		44	19		568

* 分校を含む

(3) 特別支援学級等設置状況 (平成21年5月1日現在)

① 特別支援学級

区分	公立 小中 学校 数	特別 支援 学級 設置 校数	学級種別内訳					特別 支援 学級 数計
			知的	自閉症 ・ 情緒	肢体	身体 虚弱	弱視	
小学校	822	422	470	262	14	4	7	757
中学校	425	200	240	132	1	4	1	378

②通級指導教室

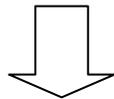
区分	公立小中学校数	通級指導教室内訳		
		発達障害 ・ 情緒障害	難聴 ・ 言語障害	計
小学校	822	56	91	147
中学校	425	4	2	60

2 埼玉県立特別支援学校における センター的機能の取組

(1) 経過

① 旧学習指導要領の規定

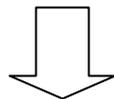
視覚、聴覚障害特別支援学校幼稚部での教育相談
学校就学相談の実施

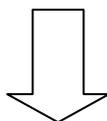


② 平成15年3月

「今後の特別支援教育の在り方について」

地域支援部の設置

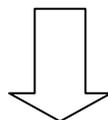




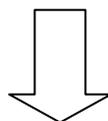
③平成16, 17年度 小中学校支援の在り方研究(モデル試行:熊谷市・坂戸市)

④平成18～

小中学校支援の在り方研究(全校)



小中等支援の推進



⑤県としてのガイドライン作成(平成21年3月)

(2) 小中学校等支援数の推移

(平成21年3月31日現在)

年度	支援回数
平成18年度	1, 260回
19年度	2, 371回
20年度	3, 793回

特別支援教育課調べ

3 センターの機能の取組の実際

(1)平成19年度埼玉県特別支援学校長会調査研究
テーマ「特別支援教育制度への対応
～特別支援教育元年における喫緊の課題と対応～」

- 1 センターの機能への取り組み状況
- 2 センターの機能を果たすための校内組織
- 3 センターの機能を果たすためのニーズの把握と
情報発信
- 4 センターの機能を実施する上での課題と課題解決に
向けての方策
- 5 その他、センターの機能を実施、充実させる上で
必要なこと

3-1 センターの機能への取り組み状況

(1) 平成19年度に実施(複数回答可)

内 容	実施校
ア 教育相談・就学相談	35
イ 幼、小中学校、高等学校等の研修への支援	34
ウ 幼、小・中・高への支援(幼児児童生徒の指導のため教員を派遣)	32
エ 巡回相談(訪問支援)	23
オ 教材教具の貸し出し	14
カ 特別支援教育に係る情報収集・提供	30
キ 生涯学習のための施設開放	21
ク 障害児・者の理解・啓発(公開講座。学校開放事業・ボランティア養成講座等)	27
ケ 医療福祉等との実質的なネットワークづくり	18
コ 居住地における自立支援等	10
サ 卒業後のアフターケア、就労支援など	30
シ その他	6 ¹⁰

(2) 平成18年度に実施した教育相談・ 就学相談の内容(複数回答可)

- ア 障害の状況などについての実態把握・評価等(22)
- イ 指導・支援についての相談・助言(30)
- ウ 個別の指導計画の作成、個別の教育支援計画の策定についての相談・助言(10)
- エ 子どもの支援体制についての相談・助言(24)
- オ 就学や転学などについての相談・助言(27)
- カ 進路や就労についての相談・助言(16)
- キ 子どもの直接的な指導(11)
- ク 他機関への支援の橋渡し(10)
- ケ その他(0)

(3)コーディネーターの位置づけ

- ア 他の担任と同様に担任を持たせている。(8)
- イ 一定程度の授業数軽減を行っている。(18)
- ウ 全く授業を持たない。(9)

3-3 センターの機能を果たすためのニーズの把握と情報発信

(1) ニーズを把握するための方法(複数回答可)

- ア 幼、小中学校、高等学校等校長会等への参加、学校等への訪問等により管理職等からニーズを把握する。(17)
- イ 幼、小中学校、高等学校等コーディネーター連絡会・研修会、特別支援学級担当者会等に参加してニーズを把握する。(28)
- ウ ニーズを把握するためアンケート調査を行う。(7)
- エ 市町村の就学支援委員会、専門家チーム等に参加してニーズを把握する。(21)
- オ 小中連絡会や学区連絡会等を開催して情報交換を行いニーズを把握する。(19)
- カ その他(8)

(2)提供できる内容を知ってもらうための方法(複数回答可)

- ア 幼、小中学校、高等学校等校長会等への参加、学校等への訪問等を行い管理職等に説明する。(15)
- イ 幼、小中学校、高等学校等コーディネーター連絡会・研修会、特別支援学級担当者会等に参加して説明する。(23)
- ウ ホームページで周知を図る。(21)
- エ 幼、小中学校、高等学校等にチラシやパンフレットの作成や配布、PR版の発行、文書での通知等を行う。(25)
- オ 小中連絡会や学区区域連絡会等を開催して情報交換を行う。(14)
- カ その他(4)

3-4 センター-的機能を実施する上での課題と 課題解決に向けての方策

(1)センター-的機能を実施する上での課題(複数回答可)

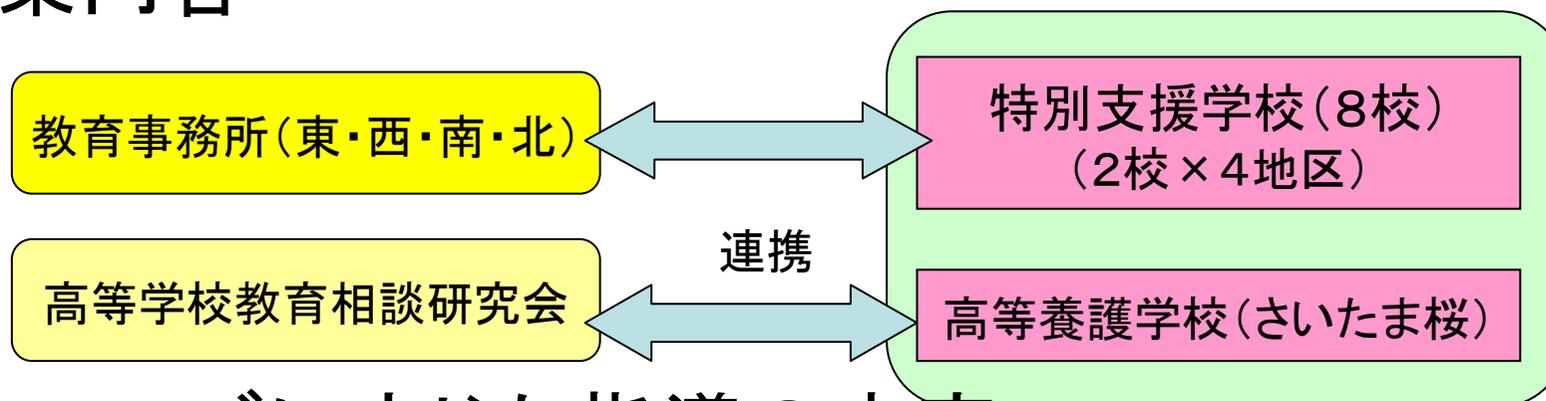
- ア センター-的機能を実施するための校内教員の理解・協力が得られないこと。(9)
- イ 地域の幼、小中学校、高等学校等を訪問するための旅費等の予算を確保すること。(11)
- ウ 地域の相談ニーズに応えるための人材を校内で確保すること。(25)
- エ 多様な障害に対応する教員の専門性が不十分なこと。(23)
- オ 各幼、小中学校、高等学校等への支援の内容・方法等のノウハウが不十分なこと。(14)
- カ 地域の幼、小中学校、高等学校等の特別支援教育の重要性について理解が不足していること。(9)
- キ 地域の幼、小中学校、高等学校等がセンター-的機能の活用の仕方を理解していないこと。(17)
- ク 相談ニーズが増加し、速やかな対応が難しくなったこと。(9)
- ケ その他(4)

(2) 課題解決に向けての方策

- ア 校内の教職員の理解を促すため、センター的機能についての研修会や情報提供を行う。(17)
- イ センター的機能の充実のために、校内組織を改革する。(11)
- ウ 提供できる内容を整理し、校内で教職員の人材リストを作成・活用し、人材育成に生かしていく。(15)
- エ 多様な障害種に対応できる専門性を高めるために、研修会や講演会を行う。(17)
- オ 学校間で連携してセンター的機能を発揮するため、特別支援学校間のネットワーク作りを行う。(22)
- カ ニーズの把握のために一層努力する。(前問3の(1)の方法など)(9)
- キ 提供できる内容の周知に一層努力する。(前問3の(2)の方法など)(15)
- ク その他(3)

4 平成21年度特別支援学校センター的 機能充実事業 ～教育事務所と県立特別支援学校の協働～

事業内容



- 1 ニーズに応じた指導の充実
- 2 地域支援
- 3 高等学校支援

5 県立特別支援学校のセンター的機能ガイドライン(H21.3県教委)

◆埼玉県における特別支援学校のセンター的機能として期待される具体的内容

- (1)小・中学校等の教員への支援機能
- (2)特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- (3)障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- (4)福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- (5)幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教員に対する研修協力機能
- (6)地域の障害のある幼児児童生徒等への施設設備等の提供機能

◆センター的機能が有効に発揮されるための体制の整備について

(1)特別支援学校における体制整備

① 校内体制の整備

②特別支援教育コーディネーターの育成

③ 教職員の専門性の向上

④特別支援学校間の相互連携

(2)教育委員会における体制整備

① 教育委員会間の連携

- 県教委と市町村教委とが連携し、小・中学校が円滑に支援を受けられるような環境の醸成。
- 市町村の「専門家チーム」や「巡回相談員」、「就学支援委員会」との連携・協力や特別支援学級等が特別支援学校との連携・協力。
- 教育事務所特別支援教育担当との連携。

② 教職員の専門性の向上

- 特別支援学校のセンター的機能を発揮するための人材の養成にむけた研修会や講習会の充実。
- 各市町村教育委員会の指導者の養成。
- 県公立高等学校における特別支援教育コーディネーターを養成するための研修の充実。

(3)関係機関との連携

- 障害のある児童生徒等の支援については、医療、福祉、労働関係機関等との適切な連携も必要
- 関係行政機関等の相互連携の下で広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効
- 平成19年3月に策定された埼玉県障害者支援計画において「障害保健福祉圏域」での支援地域の設定などが行われており、特別支援学校がセンター的機能を発揮する際には配慮する必要がある。

6 成果と課題

<成果>

- 発達障害への理解・支援が進む。
- 障害児を取り巻くネットワーク構築の基礎ができる。
- 実態把握や指導法について小中学校の担当教諭と連携して取り組む。
- 教育委員会との距離がなくなってきた、互いに相談できる雰囲気が出てきた。
- 具体的な支援方法を保護者や担任にアドバイスすることで、教育効果を上げることができた。
- 特別支援学校への理解啓発がすすんだ。

<課題①>

- 「盲学校」のことをよく知らない人が多く、困っているのに相談につながらない人がいる。努力しているが理解啓発が十分ではない。
- 遠隔地に対する支援のためにサテライト的な拠点を設ける必要がある。
- 通級指導教室や特別支援学級在籍児童への支援の在り方について検討する必要がある。
- 養護教員会、学校保健会、保健所等との連携を図り、病気の子ども支援のネットワークづくりを目指す。
- 各特別支援学校の専門性を生かした相談業務を担っていくことが望ましい。

<課題②>

- 専門性を向上させるための研修や、後任の育成などに取り組む。
- 支援にあたることのできる教職員を、さらに増やすこと。
- 高等学校への特別支援学校のセンター的機能や支援協力についての周知。
- 幼稚園、保育園を中心とした、早期からの支援の充実を今後図っていかなければならない。
- コーディネーターの専任化などの人的措置が必要。
- 旅費の確保。
- 相談室等の施設設備の整備。
- 小中学校等や地域住民への啓発活動。